



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ホロン
代表者名 代表取締役社長 新田 純
(J A S D A Q ・ コード 7748)
問合せ先 取締役総務部長 菅野 明郎
電 話 04-2945-2951

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款の一部変更の件」を、平成27年6月24日開催予定の第30回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が施行され、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役につきましても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 26 条第 2 項(取締役の責任免除)及び第 35 条第 2 項(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 26 条第 2 項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線_____は変更部分)

現行定款	変更案
<p>【取締役の責任免除】 第 26 条 2. 当社は、<u>社外</u>取締役との間で、当該<u>社外</u>取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>【取締役の責任免除】 第 26 条 2. 当社は、<u>業務執行取締役等でない</u>取締役との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>【監査役 of 責任免除】 第 35 条 2. 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、当該<u>社外</u>監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>【監査役 of 責任免除】 第 35 条 2. 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 24 日

以上